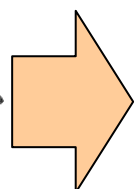


新たに就農される方へ

経済危機対策

農業機械や施設の購入費を
最大400万円（補助率1/2以内）助成します！

【新規就農定着促進事業】



施設や機械の取得費用が減ったから、思い通りの農業経営が始められた！



① 助成の条件は？

- 都道府県知事から**就農計画の認定**※を受けて下さい。（認定就農者の方は不要。）
- 認定を申請する時点で**39歳以下**※であることが必要です。
※ 青年等の新規就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法による。

（既に就農されている方も、就農が平成19年度以降の方は対象となります。）

② 何に助成されるの？

助成対象は、新規就農者自らの経営で使う次の機械・施設です。

- 農業用機械（例：トラクター、防除機、収穫機等）
- 営農用施設（例：ハウス、畜舎、保冷库等）

無利子の**就農支援資金の借入れ**とこの補助を組み合わせることで、自己資金を使わずに設備投資をすることもできます。



いろいろな機械の購入に使えます。

個別経営のための機械・施設も対象になります。



③ 助成を受けるにはどうしたらいいの？

これから就農しようとする方

既に就農されている方

まずは普及指導センター等と
相談しつつ、就農計画
を作成してください。

【認定就農者以外の方】
新規就農者営農計画
を作成してください。

【認定就農者の方】
(就農計画の変更が必要と
なる場合があります。)

知事から計画の認定を受けます。

地域の協議会※を通じ、国へ事業申請を行います。
(地域の協議会の支援を受けつつ就農する場合に助成されます。)

地域の協議会を通じて助成が行われます

※ 地域担い手育成総合支援協議会や、市町村・都道府県（地方振興局、普及指導センター等）・農業団体等を構成員とした協議会。

【問合せ先】

【上記以外の問合せ先】

	問合せ先	電話	(管轄する都道府県)
農林水産省	経営局人材育成課	03-6744-2162	全国、北海道
	東北農政局経営支援課	022-221-6217	青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島
	関東農政局経営支援課	048-740-0428	茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、 神奈川、長野、山梨、静岡
	北陸農政局経営支援課	076-232-4238	新潟、富山、石川、福井
	東海農政局経営支援課	052-223-4620	岐阜、愛知、三重
	近畿農政局経営支援課	075-414-9055	滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山
	中国四国農政局経営支援課	086-224-8842	鳥取、島根、岡山、広島、山口、 徳島、香川、愛媛、高知
	九州農政局経営支援課	096-353-7372	福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島
内閣府	沖縄総合事務局農林水産部経営課	098-866-1628	沖縄

平成21年5月22日作成